

平成30年5月定例教育委員会
議案説明資料

議案 3件

番号	議案第 7 号	担当	市民協働部 市民図書館
議案名	松原市民図書館協議会委員の任命について		
	松原市図書館条例第 4 条及び第 5 条第 2 項に基づき、松原市民図書館協議会委員の任命を行うもの。		
説明			

○松原市図書館条例

昭和52年4月19日条例第17号

(設置)

第1条 本市は、市民の読書及び図書館資料に対する要求にこたえる目的をもつて、図書館法（昭和25年法律第118号。以下「法」という。）第2条にいう松原市民図書館（以下「図書館」という。）を設置する。

2 図書館は、別表第1に掲げる施設によつて構成する。

(職員)

第2条 図書館に次の職員を置く。

- (1) 館長
- (2) 専門職員（司書・司書補）
- (3) その他必要な職員

(図書館協議会)

第3条 法第14条第1項に基づく松原市民図書館協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(協議会の組織)

第4条 協議会は、次に掲げる者のうちから委員12人以内で組織する。

- (1) 学校教育及び社会教育の関係者
- (2) 家庭教育の向上に資する活動を行う者
- (3) 学識経験者

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(読書活動への協力)

第6条 図書館は、市民が自主的に運営する読書活動に対し、その独自性及び役割を尊重するとともに、図書の貸出し等の協力を行うことができる。

(集会室の目的外使用料)

第7条 図書館の集会室を法第3条第6号に掲げる事項以外の目的に使用しようとする者は、別表第2に定める額の使用料を前納しなければならない。

2 使用料は、第1号の場合にあつては免除し、第2号の場合にあつては減額又は免除する。

(1) 社会教育法（昭和24年法律第207号）第10条に規定する団体が社会教育に関する事業を行うために使用するとき。

(2) 市長が前号に準ずる公益上の必要があると認めるとき。

3 既納の使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その一部又は全部を還付する。

(1) 使用者の責めに帰することができない事由により使用できなくなつたとき。

(2) 使用期日の10日前までに使用の取消しを申し出たとき。

(複写機使用料)

第8条 図書館に附属する複写機を使用する者は、1枚につき50円の範囲内で市長が定める額の使用料を納付しなければならない。

2 市長が特別の事由があると認めるときは、使用料を減免することができる。
(施行の細目)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

番号	議案第8号	担当	学校教育部 教育推進課
議案名	松原市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会委員の任命及び委嘱について		
説明	松原市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会規程第5条及び第8条第3項に規定に基づき、同委員会委員の任命及び委嘱を行うもの。		

松原市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会規程

平成 13 年 2 月 20 日
教 委 規 程 第 1 号

(設置)

第 1 条 松原市立義務教育諸学校において使用する教科用図書の採択の適正な実施を図るため、松原市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、松原市義務教育諸学校教科用図書選定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(設置期間)

第 2 条 委員会を置く期間は、新規の教科用図書の採択が必要な年度の前 1 年とする。

(委員会の担任する事務)

第 3 条 委員会は、教育委員会の諮問により、松原市立義務教育諸学校の教科用図書の調査および研究を行い、その選定に関して教育委員会に意見を答申するものとする。

(組織)

第 4 条 委員会は、委員若干名をもって組織する。

(委員)

第 5 条 委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が任命または委嘱する。

(1) 教育委員会事務局職員

(2) 松原市立義務教育諸学校の校長および教員

(3) 松原市立小学校または中学校に在籍する児童・生徒の保護者

2 委員の任期は、第 2 条に規定する委員会の設置期間とする。

3 教科用図書の採択に直接の利害関係を有する者は、委員となることができない。

(委員長および副委員長)

第 6 条 委員会に委員長および副委員長各 1 名を置く。

2 委員長および副委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長に事故あるときまたは欠けたときは、副委員長がその職務を代理する。

(会議)

第 7 条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

(調査員)

第 8 条 委員会は、必要に応じて調査員を置いて調査を行うものとする。

2 調査員の人数は、委員会が種目ごとに定める。

3 調査員は、教育委員会事務局職員並びに松原市立義務教育諸学校に勤務する校長および教員のうちから、教育委員会が任命する。

4 第 5 条第 3 項の規定は、調査員に準用する。

(施行の細目)

第 9 条 この規定に定めるもののほか委員会の運営に関し必要な事項は、教育長が定める。

附 則

この規程は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

松原市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会運営要領

平成 26 年 4 月 22 日改訂

松原市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会（以下「選定委員会」という）は、以下の運営要領によって運営する。

1. 選定委員会は、学校教育部長、学校教育部次長、校長代表 2 名、教頭代表 1 名、松原市立小・中学校に在籍する児童・生徒の保護者 2 名（松原市 P T A 協議会代表）を持って組織する。
2. 選定委員会は、調査員の報告をもとに、各種目ごとに教育委員会に答申する。
3. 選定委員会は、必要に応じ大阪府教育委員会事務局の助言を求めることができる。
4. 選定委員会委員は、別紙様式による誓約書を提出する。
5. 教育委員会は、松原市立小・中学校の校長および教員のうち、当該教科について、すぐれた専門的知識を有するものを調査員に任命する。その数は各種目につき 3 名とする。
6. 調査員は、採択が適切に行えるよう大阪府教育委員会が作成した教科用図書選定資料等を活用し、各種目ごとに必要な調査検討を行い、その結果を書面によって選定委員会に報告する。
7. 調査員は、別紙様式による誓約書を提出するものとする。
8. 保護者の代表に対しては、出席した日数に応じて費用弁償を含む額をその都度支給する。
9. 選定委員会の事務局を本市教育委員会学校教育部教育推進課内におき、指導主事をもって充てる。

番号	議案第9号	担当	学校教育部 教育推進課
議案名	平成31年度使用松原市立義務教育諸学校教科用図書選定選定に係る諮問について		
説明	平成31年度から中学校において完全実施される「特別の教科 道徳」の教科用図書採択について松原市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会へ諮問するもの。		

【別記】検定・採択の周期

年度(西暦)		25 (2013)	26 (2014)	27 (2015)	28 (2016)	29 (2017)	30 (2018)	31 (2019)	32 (2020)	33 (2021)	34 (2022)
学校種別等区分		検定	採択	使用開始	◆	○	●	○	○	○	○
小学校	検定	○			◆	○	○				○
	採択		△		▲	△	△				
	使用開始		○			●	○	○			
中学校	検定	○			◆	○	○				
	採択		△			▲	△	△			
	使用開始			○			●	○	○		
高等学校	主として 低学年用	検定		○			○	○			
		採択			△			△	△		
		使用開始	○			○			○	○	
	主として 中学年用	検定			○			○	○		
		採択	△			△			△	△	
		使用開始	○				○			○	
	主として 高学年用	検定	○			○			○	○	
		採択		△			△				△
		使用開始		○				○			

○ : 検定年度

△ : 直近の検定で合格した教科書の初めての採択が行われる年度

○ : 使用開始年度（小・中学校は原則として4年ごと）

◆ : 「特別の教科 道徳」の教科書の検定年度

▲ : 直近の検定で合格した「特別の教科 道徳」の教科書の初めての採択が行われる年度

● : 「特別の教科 道徳」の使用開始年度

※ 小学校には義務教育学校の前期課程を、学校には義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程を、高等学校には中等教育学校の後期課程を含む。

※ 太線以降は、学習指導要領改訂後の教育課程の実施に伴う教科書についてである。

※ 小学校における平成30年度、中学校における平成31年度においては、「特別の教科 道徳」を除く各教科の教科書についての採択が行われる。

※ 網掛け部分については見込みである。